

令和5年5月8日からの教育活動について

宗像市教育委員会

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の感染症対策を引き続き講じながら、授業や各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障していきます。

2 令和5年5月8日からの教育活動、学校行事等について

基本的には、すべての教育活動、及び学校行事等については、制限をかけずに実施します。ただし、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることがあります。また、マスクの着用につきましては、一律に求めないことを基本とします。ただし、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクの着用を希望する児童生徒には、マスクの着脱を強いることはありません。

なお、今後、学校では、毎朝の子どもたちの体温の提出等は求めません。

3 感染者等による出席の判断について（令和5年5月8日より適用）

新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合の出席等の判断については、以下のようになります。

場 合		本人の登校	備 考
本人	陽性	×	発症日から5日間経過し、かつ、症状軽快後、24時間経過した場合、出席停止解除
同居家族	同居家族が陽性	○	登校可

※ 上記については、医療機関の判断が優先される。

※ 体調不良等による欠席については、「病欠」として取り扱う。（ただし、病院等にて、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等と診断された場合は、「出席停止」として取り扱う）

※ 学級閉鎖等の取扱いについては、インフルエンザ等の取扱いと同様とする。